

# 介護保険料が変わります。

平成18年度から65才以上の方（第1号被保険者）の保険料率（算定基準）が変更されます。また、介護サービスの受給状況の違いにより、これまでは旧広見町と旧日吉村の区域でそれぞれ保険料率が異なる不均一賦課を行っていましたが、平成18年度からは鬼北町として統一した料金で算定をおこないます。

保険料は3年ごとに見直しが行われ、平成18年度からは保険料の段階もこれまでの5段階から6段階へと細分されました。また、18年度から2年間、税制改正に伴う激変緩和措置も設けています。

## 保険料の算定に関する基準と保険料（基準額47,100円）

段階	対象者	介護保険料（年額）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方、生活保護の受給者	23,600円 基準額×0.5	23,600円 基準額×0.5	23,600円 基準額×0.5
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	23,600円 基準額×0.5	23,600円 基準額×0.5	23,600円 基準額×0.5
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階に該当しない方	35,300円 基準額×0.75	35,300円 基準額×0.75	35,300円 基準額×0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税の方	47,100円 基準額×1.0	47,100円 基準額×1.0	47,100円 基準額×1.0
	第1段階からの激変緩和措置対象者	31,100円 基準額×0.66	39,100円 基準額×0.83	
	第2段階からの激変緩和措置対象者	31,100円 基準額×0.66	39,100円 基準額×0.83	
	第3段階からの激変緩和措置対象者	39,100円 基準額×0.83	42,900円 基準額×0.91	
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	58,800円 基準額×1.25	58,800円 基準額×1.25	58,800円 基準額×1.25
	第1段階からの激変緩和措置対象者	35,300円 基準額×0.75	47,100円 基準額×1.00	
	第2段階からの激変緩和措置対象者	35,300円 基準額×0.75	47,100円 基準額×1.00	
	第3段階からの激変緩和措置対象者	42,900円 基準額×0.91	50,900円 基準額×1.08	
	第4段階からの激変緩和措置対象者	50,900円 基準額×1.08	54,600円 基準額×1.16	
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	70,600円 基準額×1.50	70,600円 基準額×1.50	70,600円 基準額×1.50

【問合せ先】 役場保健福祉課介護保険係  
☎45-1111 内線618・619

